

令和4年度第2回佐倉市指定管理者審査委員会会議記録

日時	令和4年5月27日（金）午前10時30分～午後5時15分	
場所	佐倉市スマートオフィスプレイス 佐倉市さくらんぼ園 佐倉市よもぎの園 佐倉市役所議会棟2階第2委員会室	
出席委員	八木直人（委員長）、櫻田孝（副委員長）、室谷利子、吉光孝一	
施設所管課	障害福祉課	山本課長、土屋主査、東城主査、濱田主事
	商工振興課	山口副主幹、三田主任主事
事務局	資産経営部 資産経営課	小菅部長、渡部課長、橋本副主幹、飯塚主査、金田主任主事
傍聴人	3人	
議題	1 施設見学（佐倉市スマートオフィスプレイス、佐倉市さくらんぼ園、佐倉市よもぎの園） 2 公募書類確認（佐倉市さくらんぼ園、佐倉市よもぎの園） 3 オブザーバーの登用について	

- 1 施設見学（佐倉市スマートオフィスプレイス、佐倉市さくらんぼ園、佐倉市よもぎの園）
 - ・今年度の審査対象となる各施設の見学を行った。
 - ・各施設において、施設の基本情報、設置目的、経緯、利用状況、管理運営状況等について施設所管課から説明。

<質疑・意見等>

（○：委員質疑 ◎：委員意見 →：施設所管課・指定管理者回答）

（1）佐倉市スマートオフィスプレイス（施設所管課：商工振興課）

- コワーキングスペースの席は決まっているのか。
→新型コロナウイルス感染症対策として、施設利用時に席を決めてもらい、利用時間中は同じ席を利用してもらっている。

- 利用時間はどの程度か。
→終日使う人が多い。
- 受験勉強の人は利用スペースを分けていないのか。
→分け隔てなく利用してもらうことを趣旨としている。学生利用者が施設を利用している起業家を身近に感じてもらい、将来起業を希望するよう繋がってもらえば良いと期待している。
- シェアオフィスの契約は月単位になるのか。
→月単位。最長で原則4年までの利用となる。
- コワーキングスペース利用者間での交流事例は今まであったか。
→事例はないが、会話はしている。今年度の課題として、コミュニティリスト設置などの取組みを始めている。
- 本施設を事業所の住所として利用できるのか。
→ロッカー利用をしている事業者は、住所利用することができる。
- レーザー加工機はどのようなものに使うのか。
→木材やアクリルなどの素材の裁断や彫刻などで使用する。
- 事業として使うことを想定しているのか。趣味として使うことを想定しているのか。
→試作品を作成するために使って頂いたりすることを想定しているが、趣味であっても、作成された製品を使って副業的に販売することも目的とするならば、利用は排除しない。

(施設所管課からの報告)

・前回会議での委員からの提案事項

本施設には、「情報通信技術を活用した多様な働き方の推進」と「新事業の創出並びに起業家の育成及び支援」との大きく2つの設置目的があるため、「選定基準(2)事業計画書①効用発揮」の「企画事業・独自事業の実施方針・内容」の評価も項目を2つに分け、配点を分割してみてもどうかとの提案。

→どちらの設置目的にも合致する事例があり、配点を分けると逆に審査が難しくなる懸念も想定されるため、項目を分けず当初原案のとおりとした。

(2) 佐倉市さくらんぼ園（施設所管課：障害福祉課）

- プール療育は1対1の人員配置で行っているのか？
→保護者と一緒に入ることもあるため、必ずしも1対1ということではない。
県内では、プールがある施設は少ないため非常に人気があり、市外の利用者はお断りしている状況である。

- 医療的ケア児の利用はあるのか。
→保護者同伴で通園している。

- 相談を行っているとのことだが、さくらんぼ園の利用希望の子のみの相談なのか。
→相談は、さくらんぼ園の利用希望者に限らず様々な相談に応じている。他の児童発達支援で対応できる場合は、他事業所の紹介も行っている。
3歳以上になると、9割以上の子が地域の幼稚園・保育園に通園しており、必要に応じて保育所等訪問支援のサービス利用を通じて、他施設等と連携している。
放課後等デイサービスは、就学前にさくらんぼ園利用者で、引き続き療育が必要な子に限定している。

- どのような子どもが利用しているのか。
→0歳から18歳の療育が必要な子（重症心身障害、ダウン症、肢体不自由など）が利用している。

- 子どもと保育士等の比率はどの程度か。
→基準は、子ども4人に対し保育士等1名であるが、当園は子ども2～3人に対し1名と手厚い配置としている。

- 子育てに悩んでいる親からの相談はあるのか。
→直接相談を受けた場合は、まず見学に来ていただく事が多い。実際は、1歳半や3歳児検診等により発達の遅れ等がある場合に、健康管理センターから当園を紹介されるケースが多い。

- 自分の子どもに障害があることを隠したい親はいるのか。そうでない方もいるのか。
→どちらもいる。このため、当園の送迎バスに園の名称は入れていない。

○医療機関と連携はあるのか。
→東邦大学医療センター佐倉病院の小児神経科と連携しており、月1回医師が来園する。

○相談室はあるのか。
→個別指導室が2部屋ある。

(3) 佐倉市よもぎの園（施設所管課：障害福祉課）

○どのような人が利用しているのか。
→主に知的障害のある方。最近は視覚障害（全盲）の方も受け入れている。

○食堂内にある畳のスペースはどのように使われているのか。
→利用者の休憩等に使用されている。

○内郷地区社会福祉協議会とはどういう位置づけなのか。職員は常勤しているのか。
→市社会福祉協議会とは別に、市域を14に分けてより個別の問題解決ができるような地域の活動を行っている。週2回職員が事務室として使用している。

○（生製品の販売の説明をうけて）地域とのつながりはあるのか。内郷地区社会福祉協議会とのつながりから行っているのか。
→内郷地区社会福祉協議会から声掛けをしてもらい、地域のラジオ体操の際などに交流を行っている。事業所の利用者が販売に関わることもある。

○1階と2階の利用者の違いはあるのか。
→特にない。業務内容や使用する備品等により分けている。利用者が、多くの作業に携われるように従事者が工夫・支援している。

2 公募書類確認（佐倉市さくらんぼ園、佐倉市よもぎの園）

（1）佐倉市さくらんぼ園（施設所管課：障害福祉課）

・公募書類について施設所管課から説明

①指定管理者に期待すること

- ・施設の目的・性格上、利用児童のそれぞれの障害特性に配慮したきめ細かな指導、支援に心掛け、障害のある子どもの心身の発達を促し、将来的には自立した生活を送り、生きがいを持って活動できるよう援助することに努めていただきたい。
- ・障害児を取りまく環境を理解し、課題解決に向けて他の事業所等とも協調をもって運営にあたられたい。
- ・地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」としての運営を期待する。

→この中でも特に児童発達支援センターとしての機能を重視。

②審査のポイント

（人的能力）

（人材確保）

- ・人的能力の20点と人材確保の5点を合計すると全体の4分の1を占める高い配点としている。
- ・極めて高い専門性の確保が課題である。また、業務量の増加に伴い、内部管理等がしっかりできるかが懸念事項としてある。
- ・人員体制の充実に努めること等、人員配置や教育体制についてどのように考えるか。

<質疑・意見等>

（○：委員質疑 ◎：委員意見 →：施設所管課・事務局回答）

○児童発達支援センターは地域の中核をなす施設とのことだが、職員の配置について看護師の配置が見られない。看護師の配置が必要ではないか。

→児童発達支援センターには大きく分けて福祉型と医療型がある。さくらんぼ園は福祉型であり、人員配置基準上、看護師の配置は必須ではない。ただし支援が必要な人はいるので、今後検討していかなければいけないが、現時点では問題ないと考えている。

◎法的に条件を満たしているということはわかる。より充実させるという方向

で考えるべきではないか。保育士も看護師から学ぶことができるし、医師との連携もよりスムーズになるなど色々なメリットがある。

○「業務基準書 II-3 施設運営業務に関する基準」の中に、「通園しやすいように利用者に対する送迎サービスを実施すること」とあるが、所管課として詳細な内容についてはどのような考えか。

→現在は駅まで出てくることも難しい場合には自宅まで、そうでない場合には駅などに迎えに行っている状況である。通園しやすい形が望ましいと考えており、現行と同じような送迎サービスを期待している。

○それが事業計画書が出たときの評価の基準になるということか。

→送迎サービス自体は必須である。頻度やどこまで迎えに行くのかということは応募事業者によって変わってくるので、その内容を審査していただきたい。

○我々は評価の基準を持っていないのでどのように見たらよいか。

→現在のさくらんぼ園の送迎サービスの利用状況等について、現状と応募書類の内容を確認し、応募書類が出てきた段階でご説明したい。

○怪我をした場合や具合が悪くなった場合など、緊急時の連絡体制はどのようなになっているのか。

→施設の判断で救急車を呼ぶことや、それと同時に保護者へ連絡をするという対応になるが、保護者と一緒にいる場合が多いため、かかりつけ医や、協力医療機関に随行して受診をしている。

○「業務基準書 I-2 施設概要」の定員について、児童発達支援が20名、放課後等デイサービスが10名となっているが、同時利用の定員がこの人数ということか。

→児童発達支援と放課後等デイサービスは、それぞれ利用時間が異なる。(9時から15時まで児童発達支援、その後に放課後等デイサービス)

○契約者数142名とあるが、これは曜日等で入れ違いに利用していて、一日に利用する上限がそれぞれ20名と10名ということか。

→お見込みの通り。

○「業務基準書 II-3 施設運営業務に関する基準」の中で、「兄弟姉妹を有す

る利用児童の一時預かり事業」とあるが、「利用児童の兄弟姉妹に対する一時預かり事業」としたほうがよいのではないか。

→ご指摘のとおり修正する。

○「審査基準（3）①物的能力」の安全管理や個人情報の保護の部分に関して、かっこ書きの中でマニュアルの整備について書かれているが、マニュアルが添付されていない団体には点数をつけないのか。

→所管課としてマニュアルの添付までは想定していない。事業計画書の記載内容で審査していただきたいと考えている。

○マニュアルを添付している団体としていない団体があったときには差をつけざるを得ない。文字を読んで判断するという委員の共通理解があれば良いが違っているとイケない。それならば添付を求めた方がわかりやすいのではないか。

→標準様式にも関わることなので、事務局から説明する。かっこ書きの部分について、マニュアルが整備されていることというのはあくまで加点評価となる一例となっているので、他の内容で加点評価することはあり得る。

また、質問事項について、マニュアルがある場合は添付、ない場合は整備方針を記述することとなっているが、現行事業者は当該施設に特化したマニュアルを整備している一方、新規に応募してくる団体については新しく作ることになるという違いがある。

○現行事業者は施設に合わせたマニュアルを持っているが、新規に応募してくる団体はこれから作るので、マニュアルの添付を加点とするとそこで差がついてしまうため、マニュアルの添付を必須にはできないということか。

→お見込みの通り。その場合現行事業者が有利になってしまうため、新規の団体にはどういった方針でマニュアルを作るのか、あるいは類似施設のマニュアルがあればそれを提出していただいて判断するなどし、さらに疑問点があれば個別ヒアリングなどで確認していただくことになる。

○「審査基準（2）①効用発揮」のところで、「利用者の要望や意見」という文言があるが、これは「保護者の要望や意見」なのではないか。保護者会の設置など保護者のフォローをどうするかということについても考慮してほしい。

→文言については修正を行いたい。さくらんぼ園の場合、特にお子様がどういう状態にあるのかなど不安に思われる保護者の方が多いので、フォローは大事な要素だと考えている。

○中核的な療育支援施設ということをして所管課としては期待しているとのことだが、そのことについて意識して配点している箇所や読み取れる箇所はあるか。「審査基準（４）②施設理解」はそうかと思うが、もう少し広く関わるところではないかと考えるがどうか。
→他には「審査基準（１）②公共性」の中の「公の施設を運営するにふさわしい理念を持っているか」という部分は、児童発達支援センターのあり方なども含めて審査いただける項目であると考えている。

○当初送付された資料から修正があり、今回配付された資料では「審査基準（２）①効用発揮」の中の独自事業の項目がなくなって他の項目に吸収されている。独自事業を評価するよりも既存の事業の中でサービス向上を図ってほしいということか。
→当初は独自事業を一つの項目として４項目で合計２０点としていたが、その後、独自事業の項目を「施設の特徴を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか」という項目に含め、３項目で合計２０点とした。
その理由は、独自事業については必ずしも実施する必要はない事業であり、一つの項目としてしまうと独自事業が提案される前提の審査基準となってしまう、佐倉市が求める事業を確実に進めていても独自事業を提案しなかった場合に評価が低くなってしまふのは不公平だと考えるため。

（２）佐倉市よもぎの園（施設所管課：障害福祉課）

・公募書類について施設所管課から説明

①指定管理者に期待すること

- ・障害福祉サービスの提供にあたって、専門性を発揮し、質の高いサービスを提供いただきたい。
- ・特色ある事業展開を通じて、施設の価値が高まることを期待する。

②審査のポイント

（人的能力）

- ・さくらんぼ園同様、人的能力の配点を高く設定している。

（効用発揮）

- ・質の向上のために実施する取組や、今後の事業展開についての考えを聞く、「効用発揮」の配点を高く設定している。

<質疑・意見等>

(○：委員質疑 ◎：委員意見 →：施設所管課・事務局回答)

○委託料積算の地域交流室の貸し出しの部分で、稼働率の妥当性について伺いたい。

→現在貸し出しは実施しているが、新型コロナウイルスの影響で大幅に縮小してしまっている。令和2年度は新型コロナウイルスによる影響で利用実績が下がっていることから、積算は平成30年度と令和元年度の実績から作成しており、今後については以前のような利用状況に戻ると見込んで積算している。

○委託料の中の光熱水費の考え方について伺いたい。

→以前は市が直接光熱水費を支払っていたが、現在は指定管理者が支払っているため、積算の中に含まれている。

○「審査基準(1)②公共性」の部分で、さくらんぼ園とよもぎの園の配点が違っているがその理由は。

→配点の違いについては大きな理由はなく、市の行政計画に沿った事業を実施していただきたいという思いの結果としてよもぎの園はこのような配点となった。さくらんぼ園の配点をよもぎの園に合わせる方向で考えたい。

3 オブザーバーの登用について

- ・オブザーバー招聘の必要性及び招聘する時期について審議を行った。
 - オブザーバーについては必要であるとの結論に至った。
 - 招聘のタイミングは、書類審査と個別ヒアリングの2回としたい。

<議事終了>

【事務連絡】

- ・本日頂いた意見は公募書類への反映を検討した上で、6月6日から公募を行う予定。
- ・次回の会議は9月26日。事業者からの応募書類に関する所感報告及び個別ヒアリングを実施する場合は対象団体の選定を行う。

以上